

明治大学在外研究員規程

昭和61年4月21日制定

昭和61年規程第105号

(趣旨)

第1条 この規程は、本学の教育・研究の向上を図るため、明治大学（大学院を含む。）の専任教員（助教及び助手を除く。以下同じ。）の在外研究員について必要な事項を定めるものとする。

(種類及び期間)

第2条 在外研究員の種類及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 長期在外研究員（短期在外研究を繰り越して、次年度の短期在外研究と合算する場合を含む。）は、8か月以上12か月以内。ただし、1年以内の延長を認めることがある。
- (2) 短期在外研究員（長期在外研究を分割する場合を含む。）は、3か月以上6か月以内

(割当数)

第3条 在外研究員の割当数は、別表のとおりとする。ただし、同表中の調整分については、学長が研究・知財戦略機構及び学部長会の意見を聴いて調整する。

- 2 割当数は、特別な事由がある場合、1年に限り次年度に繰り越すことができるものとする。
- 3 別表に定める学部・研究科間における割当数の振替は、これを認めない。
- 4 第2項の規定により、次年度に繰り越した割当数のうち、学部・研究科の使用分を除いた分については、研究・知財戦略機構会議の議を経て、活用することができる。この場合、前項の規定にかかわらず、学部・研究科間における割当数の振替を認める。

(資格)

第4条 在外研究員の有資格者は、在外研究員となる年度の初日において、専任教員として勤続5年以上の者とする。ただし、同日において40歳未満の者で勤続3年以上の専任教員については、長期在外研究員の有資格者として認めるものとする。

(回数)

第5条 在外研究員となれる回数は、1人1回とする。ただし、特別な事由がある場合は、2回に限り認めることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項ただし書に規定する調整分による在外研究は、回数には含めない。
- 3 第1項ただし書の規定による場合は、長期在外研究員経験者については短期在外研究員を、短期在外研究員経験者については長期又は短期在外研究員を認めるものとする。
- 4 第1項ただし書の規定により在外研究員となれる者は、原則として、1回目の在外研究が終了（延長期間を含む。）してから次に掲げる年数を経過していなければならない。ただし、第3条第1項ただし書に規定する調整分による在外研究員については、この限りでない。

(1) 長期在外研究員経験者が短期在外研究員となる場合	7年以上
(2) 短期在外研究員経験者が長期在外研究員となる場合	7年以上
(3) 短期在外研究員経験者が短期在外研究員となる場合	5年以上

（在外研究費）

第6条 在外研究費は、旅費（原則として、往復のエコノミークラス航空運賃）、滞在費及び調査活動費（1日につき3,000円）とする。

- 2 前項の規定により算定される在外研究費は、長期在外研究員については360万円を、短期在外研究員については180万円をそれぞれ支給限度額とする。
- 3 第2条第1号ただし書の規定により在外研究期間の延長を認められた者の延長分の滞在費及び調査活動費は、支給しない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第3条第1項ただし書に規定する調整分による在外研究員については、在外研究費を支給せず、学外諸機関等から交付される研究費等をもって、在外研究費を支弁するものとする。（研究課題及び行き先）

第7条 在外研究員の研究課題及び渡航先国は、特に制限しない。
（授業措置）

第8条 在外研究中の授業措置については、本人による補講授業又は代講者による授業を行わなければならない。
（申請及び決定）

第9条 在外研究員を希望する者は、在外研究員申請書（様式第1号）に在外研究計画書（様式第2号）を添付し、あらかじめ定められた期日までに所属学部又は所属研究科の長（以下「所属長」という。）に提出しなければならない。

- 2 所属長は、在外研究員候補者について教授会の議を経て、学長に推薦する。この場合において、別表に定める研究科の長は、専門職大学院長に報

告の上、学長に推薦するものとする。

- 3 学長は、各学部及び当該研究科から推薦された在外研究員候補者について研究・知財戦略機構及び学部長会の下承を得て、理事長に申請する。

(在外研究の実施)

第10条 在外研究員は、遅くとも在外研究実施の2か月前までに、在外研究費支払願(様式第3号)、誓約書(様式第4号)及び在外研究日程表(様式第5号)をもって所属長及び学長を経て在外研究費の支払を理事長に願ひ出なければならない。

(帰国届及び研究概要報告書)

第11条 在外研究員は、帰国後1か月以内に在外研究帰国届(様式第6号)を所属長を経て、学長に提出しなければならない。

- 2 在外研究員は、帰国後3か月以内に研究概要報告書を所属長を経て、学長に提出しなければならない。

- 3 学長は、前項の研究概要報告書を公表するものとする。

(在外研究終了後の勤務)

第12条 在外研究員となった者は、在外研究終了後、長期在外研究員については最低5年間、短期在外研究員については最低3年間でそれぞれ本学の専任教員として勤務しなければならない。ただし、第5条第1項ただし書の規定による2回目の場合については、この限りでない。

(在外研究費の返還)

第13条 在外研究費の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、在外研究費の全部又はその一部を返還しなければならない。

- (1) 疾病、その他特別な事由によって渡航を中止したとき。
- (2) 在外研究の期間を短縮して帰国したとき。(研究目的以外の一時帰国期間を含む。)
- (3) 在外研究帰国届(様式第6号)及び研究概要報告書を、正当な理由なく所定の期日までに提出しないとき。

- 2 前項の事由により返還を要する金額は、日割り計算によって算定する。

(事務)

第14条 在外研究員に関する事務は、研究推進部において処理する。

(規程の改廃)

第15条 この規程を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年4月21日から施行する。

- 2 明治大学在外研究暫定実施要領（昭和 5 9 年例規第 7 4 号）は、廃止する。

（通達第 5 3 0 号）

附 則（昭和 6 2 年規程第 1 号）

この規程は、昭和 6 2 年 5 月 1 日から施行する。

（通達第 5 6 0 号）（注 事務組織暫定規程の施行に伴う改正）

附 則（昭和 6 3 年規程第 1 0 号）

この規程は、昭和 6 3 年 2 月 8 日から施行する。

（通達第 5 8 6 号）（注 別表の割当数の改正）

附 則（昭和 6 3 年規程第 1 2 号）

この規程は、1 9 8 9 年（平成元年）4 月 1 日から施行する。

（通達第 6 1 7 号）（注 理工学部設置に伴う別表の工学部の名称の改正及び年度表記を西暦に改める。）

附 則（1 9 9 0 年規程第 4 号）

この規程は、1 9 9 0 年（平成 2 年）6 月 2 1 日から施行する。

（通達第 6 5 3 号）（注 別表中に定められている割当数を更に 2 年間現行どおりとする改正及び様式中「昭和」の表記を削除）

附 則（1 9 9 2 年規程第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、1 9 9 2 年（平成 4 年）7 月 2 0 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程施行の際、現に改正前の別表の規定により 1 9 9 2 年度分として割り当てられている在外研究員の数及びその取り扱いについては、なお従前の例による。

（通達第 6 9 6 号）（注 別表中に定められている割当数を更に 1 9 9 3 年度及び 1 9 9 4 年度の 2 年間現行どおりとする改正）

附 則（1 9 9 4 年度規程第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、1 9 9 4 年（平成 6 年）6 月 7 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により 1 9 9 4 年度分として割り当てられている在外研究員の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

（通達第 7 7 4 号）（注 別表中に定められている割当数を更に 1 9 9 5 年度及び 1 9 9 6 年度の 2 年間現行どおりとするための別表の改正並びに様式第 3 号及び様式第 6 号の所要

の改正)

附 則 (1 9 9 5 年度規程第 1 1 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、1 9 9 5 年 (平成 7 年) 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により 1 9 9 5 年度及び 1 9 9 6 年度分として割り当てられている在外研究員の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第 8 1 8 号) (注 別表中に定められている割当数を更に 1 9 9 7 年度及び 1 9 9 8 年度の 2 年間現行どおりとするための別表の改正)

附 則 (1 9 9 7 年度規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、1 9 9 7 年 (平成 9 年) 6 月 2 4 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により 1 9 9 7 年度及び 1 9 9 8 年度の分として割り当てられている在外研究員の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第 9 1 0 号) (注 別表中に定められている割当数を更に 1 9 9 9 年度及び 2 0 0 0 年度の 2 年間現行どおりとするための別表の改正)

附 則 (1 9 9 9 年度規程第 6 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、1 9 9 9 年 (平成 1 1 年) 7 月 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により 1 9 9 9 年度及び 2 0 0 0 年度の分として割り当てられている在外研究員の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第 1 0 0 8 号) (注 別表中に定められている割当数を更に 2 0 0 1 年度及び 2 0 0 2 年度の 2 年間現行どおりとするための別表の改正)

附 則 (2 0 0 1 年度規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2 0 0 1 年 (平成 1 3 年) 7 月 3 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により 2 0 0 1 年度及び 2 0 0 2 年度の分として割り当てられている在外研究員の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第 1 1 1 5 号)(注 別表中に定められている割当数を更に 2 0 0 3 年度及び 2 0 0 4 年度の 2 年間現行どおりとするための別表の改正)

附 則 (2 0 0 3 年度規程第 2 8 号)

(施行期日)

1 この規程は、2 0 0 4 年(平成 1 6 年) 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により 2 0 0 4 年度の分(短期大学は 2 0 0 3 年度まで)として割り当てられている在外研究員の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第 1 2 6 9 号)(注 情報コミュニケーション学部並びにガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科及び法科大学院法務研究科の設置に伴う在外研究員割当数の別表、当該条項及び様式の改正)

附 則 (2 0 0 4 年規程第 1 9 号)

この規程は、2 0 0 5 年(平成 1 7 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 1 3 3 9 号)(注 会計専門職研究科の設置に伴う在外研究員の割当数の別表の改正)

附 則 (2 0 0 7 年度規程第 2 1 号)

この規程は、2 0 0 7 年(平成 1 9 年) 9 月 1 0 日から施行する。

(通達第 1 5 6 2 号)(注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2 0 0 7 年度規程第 7 2 号)

この規程は、2 0 0 8 年(平成 2 0 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 1 6 6 6 号)(注 国際日本学部の設置に伴う在外研究員割当数の別表の改正)

附 則 (2 0 0 9 年度規程第 7 号)

この規程は、2 0 0 9 年(平成 2 1 年) 6 月 1 0 日から施行し、改正後の規定は、同年 4 月 2 2 日から適用する。

(通達第 1 8 0 7 号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2 0 1 0 年度規程第 1 0 号)

この規程は、2 0 1 0 年(平成 2 2 年) 6 月 2 4 日から施行する。

(通達第 1 9 2 0 号)(注 専門職大学院各研究科に係る在外研究員候補者の報告先を専門職大学院長に変更することに伴う改正)

附 則 (2 0 1 2 年度規程第 2 0 号)

1 この規程は、2 0 1 3 年(平成 2 5 年) 4 月 1 日から施行する。

2 この規程による改正後の別表の規定は、2 0 1 4 年度から適用し、2 0 1 3 年度に係る在外研究員の割当数については、なお従前の例による。

(通達第 2 1 1 5 号)(注 総合数理学部の設置に伴う在外研究員の割当数の別表の改正)

附 則（２０１２年度規程第４６号）

この規程は、２０１３年（平成２５年）４月１日から施行し、改正後の第４条ただし書の規定については、２０１５年度以降に長期在外研究員となる者から適用する。

（通達第２１５７号）（注 ４０歳未満の者で勤続３年以上の専任教員を長期在外研究員の有資格者に加えることに伴う改正）

附 則（２０１４年度規程第１９号）

この規程は、２０１５年（平成２７年）４月１日から施行する。

（通達第２２９２号）（注 短期在外研究員経験者が２回目の短期在外研究員となれる年数の短縮及び在外研究費の返還条件の明確化に伴う改正）

附 則（２０１７年度規程第３６号）

この規程は、２０１８年（平成３０年）４月１日から施行する。

（通達第２５３８号）（注 法科大学院法務研究科を専門職大学院に位置付けることに伴う改正）

附 則（２０１９年度規程第７号）

この規程は、２０１９年７月１８日から施行し、改正後の規定は、２０２０年度に在外研究員となる者から適用する。

（通達第２６５１号）（注 調整分による在外研究を回数から除外すること等に伴う改正）

附 則（２０２０年度規程第２３号）

この規程は、２０２０年１１月２６日から施行し、改正後の規定は、２０２１年度に在外研究員となる者から適用する。

（通達第２７５３号）（注 調査活動費の新設及び様式の変更に伴う改正）

附 則（２０２１年度規程第２０号）

この規程は、２０２２年３月１７日から施行する。

（通達第２８２９号）（注 次年度に繰り越した割当数の取扱いの変更に伴う改正）

附 則（２０２５年度規程第７号）

この規程は、２０２５年４月１６日から施行する。

（通達第３１２１号）（注 本則中に定めのある事項を様式から削除することに伴う改正）

別表

在外研究員割当数

学 部・研 究 科	長 期（人）	短 期（人）
法 学 部	2	1
商 学 部	3	1
政 治 経 済 学 部	3	1
文 学 部	3	1
理 工 学 部	3	1
農 学 部	2	1
経 営 学 部	2	1
情報コミュニケーション学部	1	1
国 際 日 本 学 部	1	1
総 合 数 理 学 部	1	1
ガバナンス研究科	1	—
グローバル・ビジネス研究科	1	—
会 計 専 門 職 研 究 科	1	—
法 務 研 究 科	1	—
調 整 分	2	—
計	27	10

様式第 1 号

長期
年度 在外研究員申請書
短期

年 月 日

学 長 殿

所属・資格

氏 名 ⑩

下記のとおり申請します。

記

研 究 課 題	
渡 航 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
主たる研究先	
授 業 措 置	
備 考	専任就任年月日 年 月 日 勤 続 年 数 年 (研究員となる年の4月1日現在) 1 回目在外研究 年度 (長期・短期)

所 属 長	事 務 長

様式第 2 号

長期
年度 在外研究計画書
短期

年 月 日

所属・資格

氏 名 (印)

[illegible]

様式第 3 号

在外研究費支払願

年 月 日

学 長 殿

所属・資格

氏 名

(ローマ字)

印

在外研究を実施しますので、研究費の支払をお願いします。

記

年度・種別	年 度 （長期・短期）
研究課題 (欧文訳)	
主たる研究先	
出発日時 利用航空機	年 月 日 時発 航空会社 (便)
研究費振込先 (○をつける)	1. 大学へ登録済みの口座 2. 次の口座 銀行 支店 普通預金：口座番号
在外研究期間 中の国内緊急 連絡先	氏名 関係 住所 T E L
旅行傷害 保険番号	保険会社： 保険番号：
備 考	パスポート番号

(注)

氏名のローマ字は、パスポートと同じつづりで記入してください。

添付書類： 1 誓約書（様式第 4 号） 2 在外研究日程表（様式第 5 号）

様式第 4 号

誓 約 書

年 月 日

学 長 殿

所 属

資 格

氏 名

㊦

私は、このたび別紙の研究計画に基づき、（長期・短期）在外研究に従事するに際して、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 在外研究後は、大学の命によって、帰国の日から長期研究員については 5 年間、短期研究員については 3 年間専任教員として教職に従事する義務を負います。
- 2 在外研究中は、在外研究員としての研究を怠ることなく、また、本学の体面を汚す行為はいたしません。
- 3 帰国後、3 か月以内に研究活動の概要を報告します。
- 4 以上のうち、いずれかに違反したときには、交付された研究費を返還いたします。

以 上

様式第4号の2（2回目）

誓 約 書

年 月 日

学 長 殿

所 属

資 格

氏 名

㊦

私は、このたび別紙の研究計画に基づき、在外研究（長期・短期）に従事するに際して、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 在外研究中は、在外研究員としての研究を怠ることなく、また、本学の体面を汚す行為はいたしません。
- 2 帰国後は、3か月以内に研究活動の概要を報告します。
- 3 以上のいずれかに違反したときは、交付された研究費を返還いたします。

以 上

様式第5号

在外研究日程表

氏 名 _____

[illegible]

様式第 6 号

在 外 研 究 帰 国 届

年 月 日

学 長 殿

所属・資格_____

氏 名_____⑩

私は、このたび在外研究（ 年度長期・短期）を終了し、下記のとおり帰国しましたのでお届けします。

記

帰国日時及び 利用航空機	年 月 日 時 着 航空会社 (便)	
期 間	実 施	当 初 予 定
	年 月 日から	年 月 日から
	年 月 日まで	年 月 日まで
備 考		

添付書類

- 1 パスポートの写し
- 2 在外研究活動記録（様式第 6 号の 2）
- 3 在外研究精算報告書（様式第 6 号の 3）

学 長	研究推進部	所 属 長	事 務 長

様式第 6 号の 2

在 外 研 究 活 動 記 録

所属・資格 _____

氏 _____ 名 _____

出国 _____ 年 _____ 月 _____ 日
帰国 _____ 年 _____ 月 _____ 日

日本を出国してから帰国までを記入

年 月 日 ~ 年 月 日	滞在国・都市・機関等	主な研究活動記録	備 考 (移動方法等)

様式第 6 号の 3

在外研究費精算報告書

年 月 日

所属・資格

氏 名 印

在外研究費について、下記のとおり報告します。

記

在外研究費支給額	円
----------	---

支出内訳

在外研究費区分		金 額
1 旅 費	①渡航費	円
	②滞在国移動時の交通費	円
2 滞 在 費	①宿泊費	円
	②住居費	円
	③諸経費	円
3 調査活動費	3,000 円 × 日	円
在外研究費支出総額		円

- (注) 1 旅費及び滞在費については領収書，調査活動費については所定の調査活動研究報告書を提出してください。
- 2 在外研究費区分金額は，所定の精算シートにより算出した金額を記入してください。